

八幡平及び周辺地域エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業

令和8年実証事業調査業務 公募説明書

令和8年5月7日

一般社団法人八幡平市観光協会
会長 田村正彦

八幡平市観光協会では、八幡平及び周辺地域エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業令和8年実証事業におけるマスタープラン改訂に係る調査業務を実施する事業者を公募します。本公募に申請する方は、公募要領をよくご確認ください。ご不明な点があればお問合せ下さい。

◇公募期間

令和8年5月7日（木）～令和8年5月20日（水） 12時 [必着]

◇本事業の問合せ先

一般社団法人八幡平市観光協会 「モデル観光地事業」担当

E-mail: kanko@hachimantai.or.jp

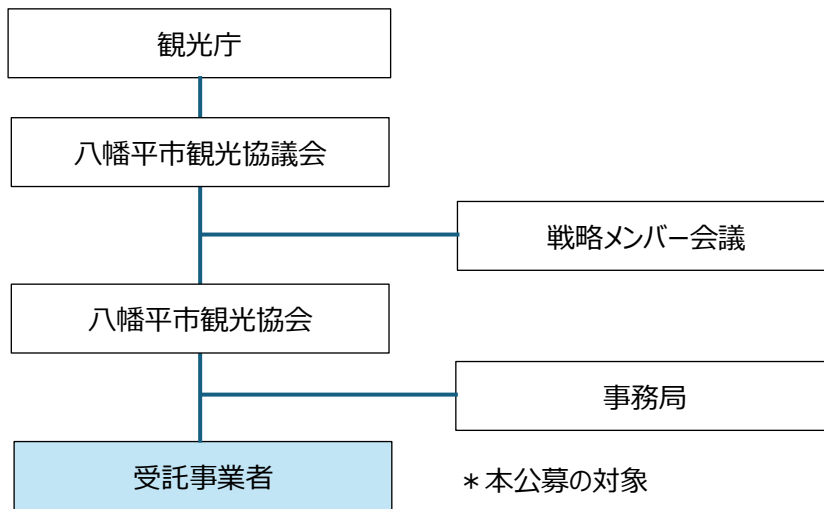
電話：0195-78-3500（9:00～17:00／土日祝を除く）

【業務概要】

1. 業務目的

本業務は、令和 5 年 3 月に 14 のモデル地域のひとつとして認定された八幡平及び周辺地域エリアにおけるモデル観光地事業令和 7 年度調査に基づきマスタープラン改訂に関する調査を行い、地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりについて総合的な支援を行うものである。

2. 事業スキーム



3. 業務内容

本業務は、八幡平エリア及び周辺地域におけるモデル観光地事業における伴う地域課題の事業化に向けマスタープラン改訂に関する調査を行うものであり、以下の業務を想定している。具体的な内容については、令和 7 年度事業費に基づく施策内容の確定後、観光庁と協議する。

<具体的な業務内容>

(1) スケジュールの作成及び進捗管理

受注者は、契約締結後、業務スケジュールを作成し、発注者と協議しながら業務の進捗管理を行い、確実に業務を履行すること。

(2) 調査業務

① マスタープランのブラッシュアップ

令和 7 年度事業において改訂したマスタープランに基づき、ヤド・ヒト・アシ・プラン造成等に係るロードマップを作成し、さらに改訂を加える。そのなかで、経済循環分析に関して反映する。

また、持続可能な観光地経営を行う体制づくりとして、東北観光推進機構（広域連携 DMO）

の第6期中期計画（2026年～2028年）をもとに、地域経営戦略案を策定する。

<見積上限額>

450,000円（税込）

4. 報告書の作成

当該施策の実施に伴う報告書を作成します。成果物としてマスタープラン改訂版についての調査報告書は、Microsoft PowerPoint形式とします。

5. 事業期間

業務締結日～令和9年1月31日

* 本事業の終了日は、実施計画に係る観光庁との協議に基づき変更される場合がある。

【応募条件】

1. 応募資格

次の条件を満たす民間事業者等とする。

- ① 本業務を的確に遂行する組織、能力（地域形成に係る業務実績）等を有していること。
- ② 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- ④ 当該地域における自治体から指名停止を受けていない者であること。
- ⑤ 当該地域における自治体の定める暴力団排除条例等に規定する者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 破産法に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- ⑧ 公募開始の直近決算において2期連続債務超過の状態でないこと。
- ⑨ 会社法で定める法人であること。
- ⑩ 業務の遂行に必要な資格を保有していること。例）旅行業登録等

2. 採択予定件数 1件

【手続き】

1. 公募期間

令和8年5月7日（木）～令和8年5月20日（水） 12時 [必着]

2. 応募書類

・申請書（別添様式）：1部

・提案書（様式自由）：1部

* 応募書類に記載された情報については、業務遂行のためにのみ利用する。採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。なお、応募書類は返却不可。

* 提案書には、次の事項を記載してください。

- ①本業務への取組方針
- ②本業務に係る調査内容（案）
- ③本業務の実施体制（業務実績、責任者及び担当者の略歴を含む）
- ④本業務にかかる見積書

一式計上ではなく人件費、旅費、会議費、謝金等、積算根拠を明確に記載する事。

3. 応募書類の提出先

応募書類は、郵送または電子メールにより提出すること。

* 社名・個人名が記載されている応募書類、社名・個人名を除いた応募書類の2種類を提出すること。

* 持参及びFAXによる提出は不可。

* 締め切りを過ぎての提出は不可。

* 資料に不備がある場合は審査対象外。

<郵送先>

〒028-7303 岩手県八幡平市柏台一丁目28番地

一般社団法人八幡平市観光協会「モデル観光地事業」担当あて

<電子メール宛先>

「kanko@hachimantai.or.jp」

* 件名は、「モデル観光地事業事務局応募」とすること。

* データ容量が10MBを超える場合は、上記メールアドレス宛に事前に連絡すること。

【審査・採択】

1. 審査方法

一次審査 書面審査

二次審査（※必要に応じ実施） プレゼンテーション審査

審査は、応募書類に加えて、審査委員会において評価を行うため、必要に応じて申請者には審査委員会においてプレゼンテーションを求める。審査委員会の開催については、申請書に記載の連絡担当窓口宛に連絡を行う。

※審査会はオンラインでの開催を予定。

また、必要に応じて追加書類の提出を求めることがある。

2. 審査基準

次の項目を審査基準とし、各5点、25点満点で採点する。

- ① 業務の目的・内容について十分に理解しているか。
- ② 地域について十分に理解しているか。
- ③ 提案内容に独創性がみられ、かつ説得力を有しているか。
- ④ 提案内容に見合った金額であるか。
- ⑤ 作業工程や内外での体制等が事業を確実に遂行できるものとなっているか。

3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、八幡平市観光協会のウェブサイトで公表するとともに、当該申請者に対してその旨を通知する。

【契約行為】

当該業務は、実証事業実施者に準じる団体である株式会社八幡平 DMC との契約とする。

【その他】

1. 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
2. 関連情報の照会窓口は、八幡平市観光協会「モデル観光地事業」担当とする。
3. 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
4. 提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
5. 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならないものとする。
6. 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にする。
7. 委託内容は、観光庁「モデル観光地事業」に係る事業の手引きに基づき変更されることがある。

以上